別表（第27条関係）

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
１　固定電話番号	ＡＢＣＤＥＦＧＨＪ
２　付加的役務電話番号	ＡＢ０ＤＥＦＧＨＪ又はＡＢ０ＤＥＦＧＨＪＫ
３　音声伝送携帯電話番号	７０ＣＤＥＦＧＨＪＫ、８０ＣＤＥＦＧＨＪＫ又は９０ＣＤＥＦＧＨＪＫ
４　特定ＩＰ電話番号	５０ＣＤＥＦＧＨＪＫ
５　ＦＭＣ電話番号	６００ＤＥＦＧＨＪＫ
６　特定接続電話番号	９１ＣＤＥから始まる13桁を超えない十進法による数字
７　事業者設備識別番号	（１）　００ＸＹ又は００２ＹＺ
	（２）　００９１ＸＹ

注１　電気通信番号の種別は、電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。

２　２の項に掲げる電気通信番号については、電話提供事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

３　７（１）の項及び（２）の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電話提供事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

○財務省令第七十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［二～三十　略］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ・ロ　略］ ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百二十一条第一号ニ、第二百二十七条第一項第三号イ、第二百五十三条第十六号ハ、第二百五十八条第一項第一号ハ及び第二百六十一条第四項第十二号ロにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合	（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［二～三十　同上］ 三十一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ・ロ　同上］ ハ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第二百二十一条第一号ニ、第二百二十七条第一項第三号イ、第二百五十三条第十六号ハ、第二百五十八条第一項第一号ハ及び第二百六十一条第四項第十二号ロにおいて「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合